

# 議事 3

## 大分県森林環境税報告書(素案)

～第4期の検証と今後のあり方～

令和7年8月

大分県森林づくり委員会

## 目 次

|                                  |      |
|----------------------------------|------|
| はじめに .....                       | P.1  |
| 第1章 大分県の森林の概要 .....              | P.2  |
| 第2章 大分県森林環境税の経緯 .....            | P.4  |
| 第3章 大分県森林環境税の制度.....             | P.5  |
| 1. 税制の概要                         |      |
| 2. 税収の状況                         |      |
| 3. 税収の管理                         |      |
| 第4章 第4期大分県森林環境税活用事業の実績及び成果 ..    | P.7  |
| 1. 県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり          |      |
| 2. 森林資源の循環利用による地域活性化             |      |
| 3. 森林を守り親しみ、次世代につなぐ森林づくり         |      |
| <コラム>大分県における森林・林業教育の取組           |      |
| 第5章 大分県森林環境税についての県民の意識 .....     | P.19 |
| 1. 県民を                           |      |
| 2. 法人を                           |      |
| 3. 大分県                           |      |
| 4. 使途                            |      |
| 第6章 大分 .....                     | P.23 |
| 1. 社会や森林・林業をとりまく現在の状況            |      |
| 2. 大分県森林環境税を活用してとりくむべき森林・林業の課題   |      |
| 第7章 大分県森林環境税の今後のあり方について.....     | P.27 |
| 1. 税制度の継続について                    |      |
| 2. 国の森林環境税の導入を踏まえた大分県森林環境税の使途の整理 |      |
| 3. 第5期大分県森林環境税の取組について            |      |
| 資料編                              |      |
| ・大分県森林環境保全基金条例                   |      |
| ・森林環境保全のための県民税の特例に関する条例          |      |
| ・大分県森林づくり委員会設置要綱・森林づくり委員会委員名簿    |      |
| ・大分県森林づくり委員会開催状況                 |      |
| ・森林整備等にかかる独自課税の導入状況(全国)          |      |
| ・大分県森林環境税に対する意識調査結果              |      |
| ・第4期大分県森林環境税活用事業実績一覧表            |      |
| ・森林・林業関係用語の解説                    |      |

## はじめに

- ・第4期の取組の振り返り
- ・森林づくり委員会の取組
- ・委員会での協議の経過と今後の方向性
- ・県森林環境税の活用に対する思い など

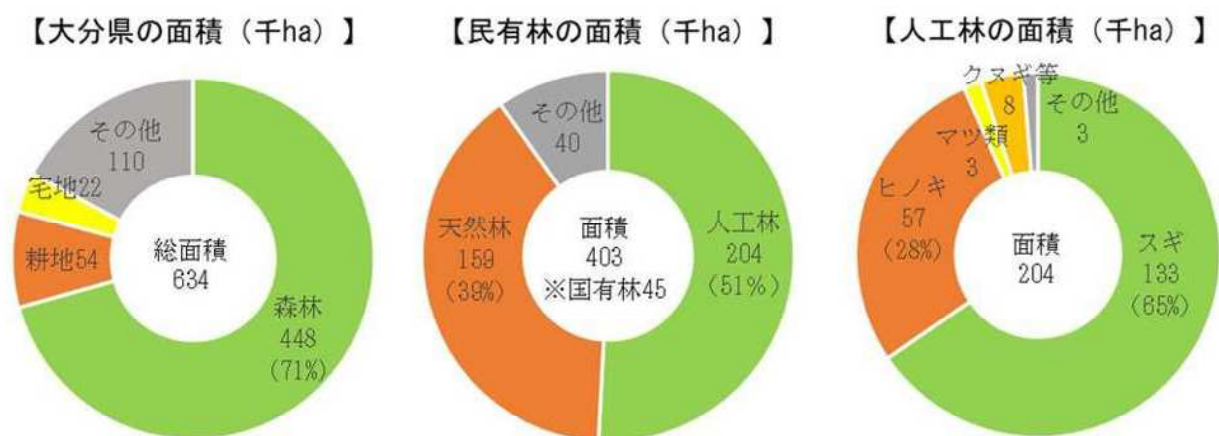
未定稿

令和7年8月  
大分県森林づくり委員会  
委員長

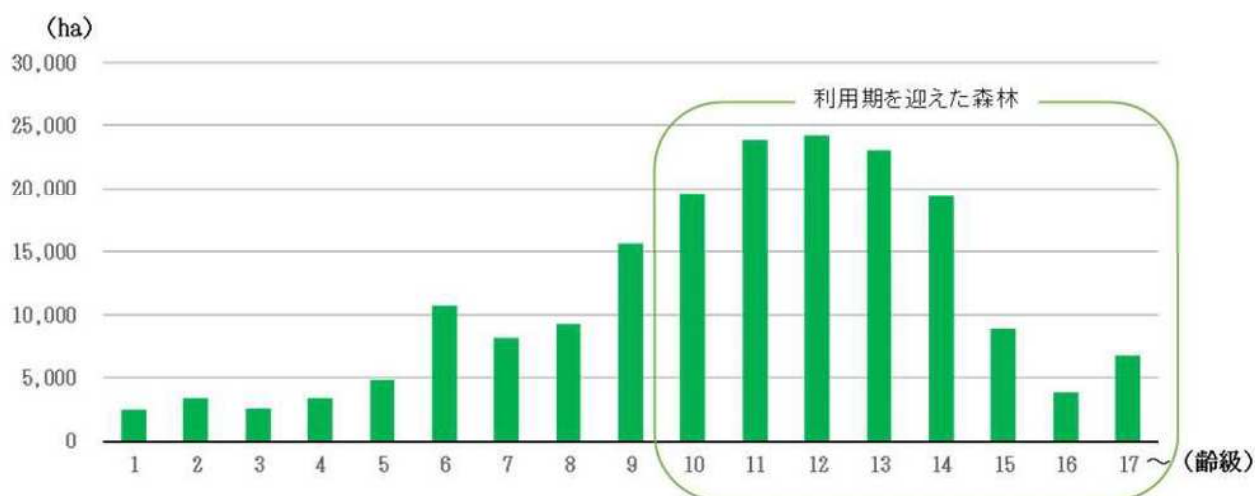
## 第1章 大分県の森林の概要

大分県の令和5年度の森林面積は448千 ha で県土の71%を占めている。そのうち民有林は403千 ha であり、人工林が204千 ha と民有林面積の51%を占め、林業・木材産業の発展に寄与している。人工林の多くが戦後の拡大造林によって植栽されたスギやヒノキである。それらの約60%は46年生以上の林齢となっており、利用期を迎えている。なお、民有林の森林資源の蓄積量は136,473千m³であり、そのうち人工林が112,937千m³と82%を占めている(令和5年度大分県林業統計より引用)。

また、大分県の令和4年度の民有林の造林面積は1,006ha で全国4位、素材生産量は1,198千m³で全国5位となっており、全国でも有数の林業県である(森林・林業統計要覧2024(林野庁)より引用)。



【大分県の民有林のスギ・ヒノキの齢級別面積】



## 第2章 大分県森林環境税の経緯

平成14年10月に九州地方知事会は森林整備のための税制のあり方についての研究を開始し、これと並行して、大分県では平成15年9月に「森林環境税に関する研究会」が設置され、森林環境税導入の検討が行われた。

これらを踏まえて、平成16年5月に学識経験者等で構成する「大分県森林環境税制懇話会」を設置し、森林環境税の意義や税収の使途などが議論された。税制懇話会は「森林保全のための既存施策を進める一方、新たな森づくりを行うための財源を確保するとともに、森林に関する意識の醸成を図るため、県民が等しく森づくりを支援する仕組みとして、森林環境税の創設が有効」と意見報告書を取りまとめ、知事に提出した。

この意見報告書を踏まえ、平成17年3月に「森林環境の保全のための県民税の特例に関する条例」が公布され、平成18年4月1日から施行された。以来5年を一期として大分県森林環境税が課税されている。

「大分県森林づくり委員会」は大分県森林環境税を活用した事業の成果やあり方について検証を行うことを目的に平成18年に設置され、年3～4回開催している。第1～3期の最終年度には大分県森林環境税の成果について検証を行った結果、税導入当初の目的である「森林環境の保全と森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成のための施策」が引き続き進められるべきであるとの結論に至っている。

そして、第4期の継続にあたり大分県森林づくり委員会において、「大分の豊かな森林と木のある暮らしを次世代へ」を大テーマとして掲げ、豊富な森林資源を活用した特色のある森づくりと、次世代に豊かな森林を引き継ぐことを目的とし、次の三つの柱に沿った取組が望まれるとの結論を得て、大分県知事に「大分県森林環境税報告書」を提出した。

- ①県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり
- ②森林資源の循環利用による地域活性化
- ③森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組

この報告書等を踏まえ、令和2年12月18日に関係条例が改正・施行され、第4期の大分県森林環境税が継続された。

### 第3章 大分県森林環境税の制度

#### 1 税制の概要

大分県森林環境税は、県民税均等割の額に一定額を加算する県民税均等割超過課税方式を採用している。県民が広く薄く負担することから公平であり、また、既存の税制を活用しているため県民にわかりやすい簡素な税制となっている。

納税義務者及び税率は、以下のとおりである。

| 納 税<br>義 務 者               | <div>1 個人</div> <div>①県内に住所を有する個人</div> <div>②県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で、その事務所等を有する市町村内に住所を有しない者</div> <div>&lt;非課税となる者&gt;</div> <div>・生活保護法の規定による生活扶助を受けている者</div> <div>・障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下の者</div> <div>・前年の合計所得金額が市町村の条例で定める金額以下の者</div> <div>2 法人</div> <div>①県内に事務所又は事業所を有する法人</div> <div>②県内に寮、宿泊所、クラブ、その他これらに類する施設を有する法人で、県内に事務所又は事業所を有しないもの</div>                                   |          |  |       |                            |        |         |              |         |              |         |               |          |       |          |
|----------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|--|-------|----------------------------|--------|---------|--------------|---------|--------------|---------|---------------|----------|-------|----------|
| 税 率<br>(年額)                | <div>1 個人    500円</div> <div>2 法人    法人県民税の均等割額の5%</div> <table><tr><th colspan="2">法人の区分</th><th>森林環境税</th></tr><tr><td rowspan="5">資<br/>本<br/>金<br/>等<br/>の<br/>額</td><td>1千万円以下</td><td>1,000 円</td></tr><tr><td>1千万円を超え1億円以下</td><td>2,500 円</td></tr><tr><td>1億円を超え10億円以下</td><td>6,500 円</td></tr><tr><td>10億円を超え50億円以下</td><td>27,000 円</td></tr><tr><td>50億円超</td><td>40,000 円</td></tr></table> | 法人の区分    |  | 森林環境税 | 資<br>本<br>金<br>等<br>の<br>額 | 1千万円以下 | 1,000 円 | 1千万円を超え1億円以下 | 2,500 円 | 1億円を超え10億円以下 | 6,500 円 | 10億円を超え50億円以下 | 27,000 円 | 50億円超 | 40,000 円 |
| 法人の区分                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 森林環境税    |  |       |                            |        |         |              |         |              |         |               |          |       |          |
| 資<br>本<br>金<br>等<br>の<br>額 | 1千万円以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 1,000 円  |  |       |                            |        |         |              |         |              |         |               |          |       |          |
|                            | 1千万円を超え1億円以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 2,500 円  |  |       |                            |        |         |              |         |              |         |               |          |       |          |
|                            | 1億円を超え10億円以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 6,500 円  |  |       |                            |        |         |              |         |              |         |               |          |       |          |
|                            | 10億円を超え50億円以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 27,000 円 |  |       |                            |        |         |              |         |              |         |               |          |       |          |
|                            | 50億円超                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 40,000 円 |  |       |                            |        |         |              |         |              |         |               |          |       |          |

## 2 税収の状況

大分県森林環境税の単年度税収は、令和3年度以降、個人は約2億7千万円、法人は約7千万円、合計約3億4千万円で推移しており、令和7年度までの5年間の税収は約17億円となる見込みである。

毎年安定した額の税収があることから、使途事業に計画的に取り組める財源となっている。

### 【税収の推移】



### 【納税義務者数と税収の状況】

(単位：千円)

| 年 度         |       | R3 年度   | R4 年度   | R5 年度   | R6 年度<br>(見込) | R7 年度<br>(見込) | 合計        |
|-------------|-------|---------|---------|---------|---------------|---------------|-----------|
| 納 税<br>義務者数 | 個人(人) | 544,506 | 543,719 | 546,243 | 547,436       | 551,268       | 2,733,172 |
|             | 法人(社) | 27,672  | 28,073  | 28,376  | 28,802        | 28,750        | 141,673   |
| 税 収         | 個人    | 268,100 | 268,238 | 268,513 | 267,422       | 274,818       | 1,347,091 |
|             | 法人    | 69,800  | 70,662  | 69,771  | 69,722        | 69,729        | 349,684   |
|             | 計     | 337,900 | 338,900 | 338,284 | 337,144       | 344,547       | 1,696,775 |

## 3 税収の管理

税収は、大分県森林環境保全基金に積み立てて管理することにより、他の財源と区別されており、大分県森林環境税の趣旨に沿った使途に使われる仕組みとなっている。また、基金の活用に関する情報を県ホームページで開示しており、税収の透明性が確保されている。

## 第4章 第4期大分県森林環境税活用事業の実績(令和3～6年度)

第4期(令和3～7年度)は大テーマを「大分の豊かな森林(もり)と木のある暮らしを次世代へ」とし、「Ⅰ 県民の暮らしを守る安全・安心の森林(もり)づくり」、「Ⅱ 森林資源の循環利用による地域活性化」、「Ⅲ 森林(もり)を守り親しみ、次世代につなぐ取組」を3本柱として事業が実施されている。

第4期の4年間の取組について成果を確認した。

### 【第4期に大分県森林環境税を充当した事業一覧】

| 施策区分                          | 事業名                   | R3～6事業費(千円) |
|-------------------------------|-----------------------|-------------|
| <b>Ⅰ 県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり</b> |                       |             |
| 1 災害に強い森林づくり                  | 災害に強い森林づくり推進事業        | 114,864     |
|                               | 地域の安心基盤づくりサポート事業      | 10,000      |
|                               | 環境林整備事業               | 1,985       |
|                               | 安全・安心な道路環境創出事業        | 100,000     |
|                               | 合計                    | 563,087     |
| <b>Ⅱ 森林資源の循環利用による地域活性化</b>    |                       |             |
| 1 健全な人工林資源の循環と低コスト化の推進        | 再造林促進事業               | 500,175     |
|                               | 優良竹林化・利活用促進事業         | 16,847      |
| 2 森林資源の利活用推進                  | 特用林産物生産振興事業           | 1,019       |
|                               | 伝統工芸品産業振興事業           | 500         |
| 合計                            |                       | 518,541     |
| <b>Ⅲ 森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組</b>   |                       |             |
| 1 里山林の保全活動の推進                 | 魅力ある景観づくり推進事業         | 29,418      |
|                               | おもてなしの道路環境整備事業        | 10,000      |
| 2 森林ボランティア活動の推進               | みんなで支える森林づくり推進事業      | 47,655      |
| 3 森林林業教育・森林ESDの推進             | 森林・林業教育促進事業           | 59,176      |
|                               | 「森の子学校」体験活動推進事業       | 16,444      |
|                               | 森林環境学習促進事業            | 14,731      |
|                               | 特別支援教育振興事業            | 2,591       |
|                               | 未来の環境を守る人づくり事業        | 10,074      |
|                               | 全国育樹祭開催事業             | 6,760       |
|                               | 次世代農林水産業の担い手確保育成事業    | 5,263       |
| 4 森林づくりへの理解を広げる取組             | 祖母・傾・大崩1850コハーク施設整備事業 | 5,705       |
|                               | 森・川・海つながり実感!プロジェクト    | 5,740       |
| 合計                            |                       | 213,557     |

## I 県民の暮らしを守る安全・安心の森林づくり

【事業費 563,087千円】  
【事業費割合 43.5%】

### 1 災害に強い森林づくり【事業費 226,849千円】

#### 事業背景

- 近年の豪雨災害では、河川沿いや急傾斜地等の手入れ不足の人工林から流木が発生し、下流域に被害を及ぼしている。また、尾根部や急傾斜地等の木材生産に適さない人工林では、皆伐後に再造林されずに公益的機能が低下した森林が発生している。
- 台風・豪雨時に多くの倒木が発生し、孤立集落の発生や災害復旧活動の妨げになる事例があるが、土地所有者の高齢化等によって、適切に森林を管理できていない場合がある。

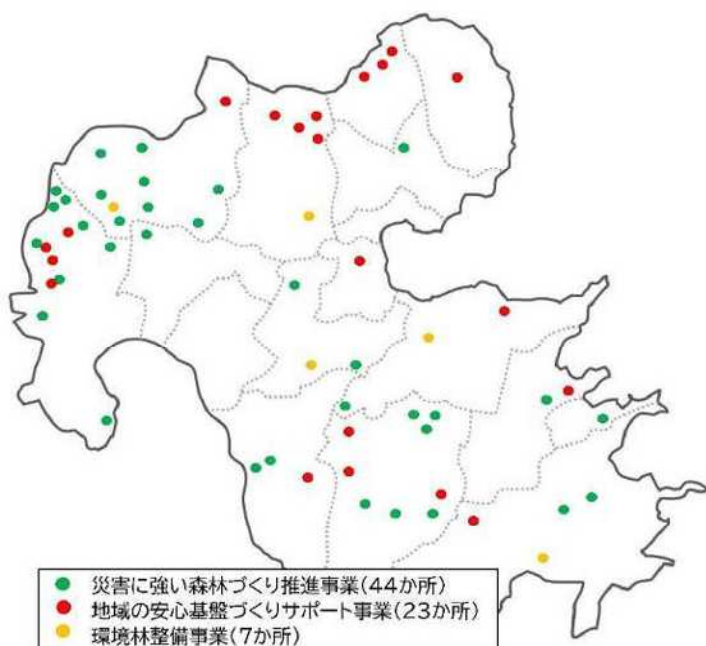
#### 事業内容と目的

- 災害に強い森林づくり推進事業(平成18年度～)  
河川沿いや急傾斜地等の人工林等を伐採する経費を補助することで、天然更新等による広葉樹林化を促進し、公益的機能が発揮できる森林に誘導する。
- 地域の安心基盤づくりサポート事業(令和元年～3年度)  
河道内の支障木を伐採することで、流木の流出を防ぎ、防災力強化を図る。
- 環境林整備事業(令和3年度～)  
概ね傾斜35度以上の尾根谷部で広葉樹再造林経費を補助することで、植栽を促し、公益的機能の高い環境林の造成を推進する。
- 安全・安心な道路環境創出事業(令和2年度～)  
県管理道沿いにおいて、倒木の恐れのある樹木を伐採し、安全・安心な道路環境の創出や防災力強化を推進する。

#### 事業実績と成果

- 県下全域において、河川沿いや急傾斜地等で整備されていない人工林等の伐採が145ha実施された。また、尾根谷部の広葉樹造林が7.2ha実施された。これらによって流木被害の抑制等の森林の公益的機能の向上が図られた。

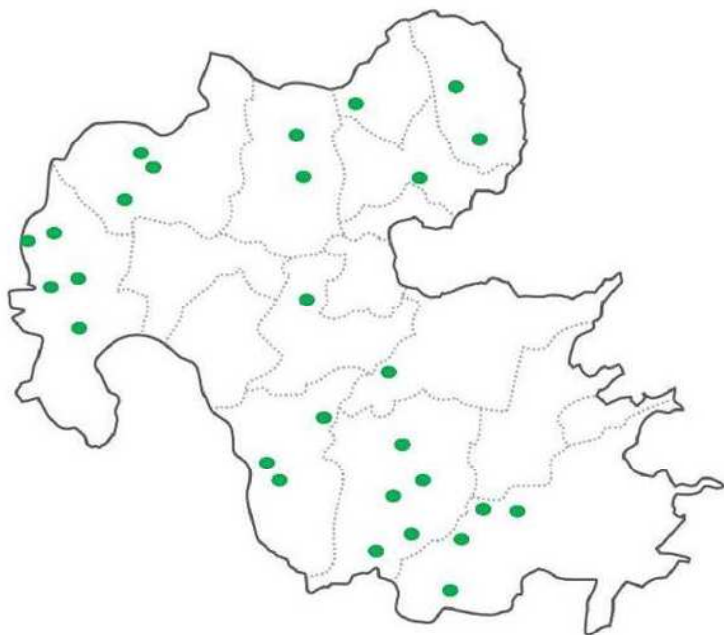
#### 【各事業の実施箇所一覧】



【河川沿いの人工林整備】

○県下全域の県管理道(延べ36路線)において、倒木により甚大な被害につながる恐れのある樹木の事前伐採が行われ、安全な道路環境が創出された。

**【事業実施箇所】**



**【県道沿いの危険木伐採】**

## 2 シカ被害対策の推進【事業費 324,176千円】

### 事業背景

ニホンジカによる農林業被害が県内各地で発生しており、林業現場では樹木の剥皮被害、造林木やクヌギ萌芽の食害が発生し、林業者の生産意欲の減退を招いている。



【剥皮被害】



【造林木の食害】



【クヌギ萌芽の食害】

### 事業内容と目的

○鳥獣被害総合対策事業(平成20年度～)

シカ被害対策は、捕獲による生息頭数管理が有効であるため、捕獲報償金の上乗せ補助を行い、捕獲を強化するとともに狩猟者の技術向上のためのスキルアップ研修を実施することで、シカによる農林業被害の低減化に向けた取組を推進する。

### 事業実績と成果

○捕獲報償金の捕獲頭数は160,403頭であり、捕獲強化が図られ、シカの生息頭数の適正管理及び農林産物への被害防止に寄与した。

○狩猟者のスキルアップ研修に延べ493人(銃:145人、わな:348人)が参加し、捕獲技術を向上できている。

○平成20年度の事業開始以降、シカによる農林業被害額は減少傾向にあるため、本事業による効果があったことがうかがえる。

【シカの農林業被害額の推移】



【スキルアップセミナー】

### 3 森・川・海をつなぐ環境の整備【事業費 12,062千円】

#### 事業背景

- 台風・豪雨等により漁港や海岸などに漂着・滞留する流木等は、下流域住民の生活や漁業活動の妨げとなり、回収・処分にかかる労働力・経費の負担が大きい。
- 豊かな水環境を育むための森林保全活動や河川、海の清掃活動は特定の住民や地域に限定されており、環境学習の関心度は地域によって偏りがある。

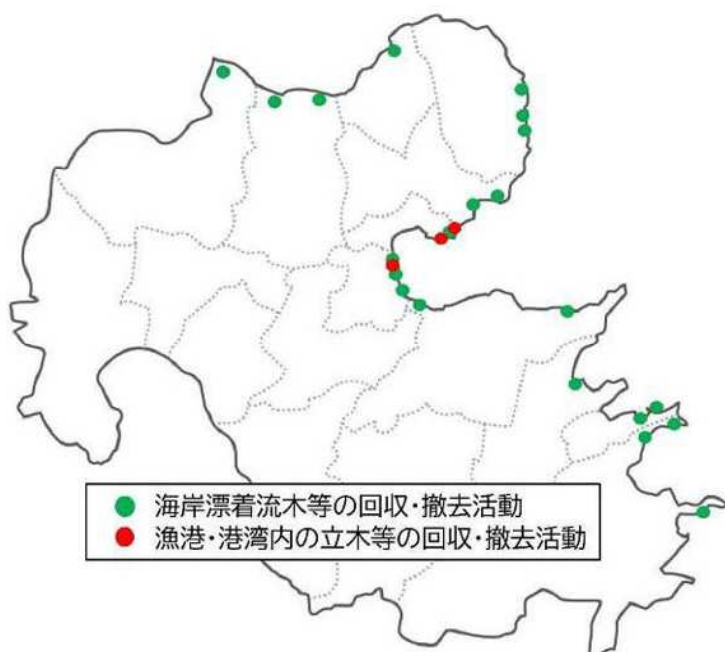
#### 事業内容と目的

- 森と海をつなぐ環境保全推進事業(平成18年度～)  
海岸の漂着流木等について、自治会やNPO等が行う回収・撤去活動に要する経費を補助することで、海岸の環境保全活動を推進する。また、漁港・港湾内の流木等の回収・撤去に要する経費を補助することで、漁業被害の防止・軽減を図る。
- 豊かな水環境保全推進事業(平成26年度～令和4年度)  
各流域の地域課題解決に向けた水環境保全活動に必要な経費を補助することで、環境学習を推進する。

#### 事業実績と成果

- NPO等による環境保全活動は延べ46団体、14,101人が参加しており、多くの県民に環境保全に対する意識の醸成が図られた。また、漁港内の流木等回収・撤去は、延べ6港で実施し、流木等が迅速に回収され、早期に漁業が再開できた。

#### 【森と海をつなぐ環境保全推進事業実施箇所】



【海岸清掃】



【港の流木等回収・撤去】



【河川清掃】

- 環境学習や河川の清掃活動が11回開催され、995人の参加があり、水に関する学習の推進や水環境の改善が図られた。

## Ⅱ 森林資源の循環利用による地域活性化

【事業費 518,541千円】  
【事業費割合 40.0%】

### 1 健全な人工林資源の循環と低コスト化の推進【事業費 517,022千円】

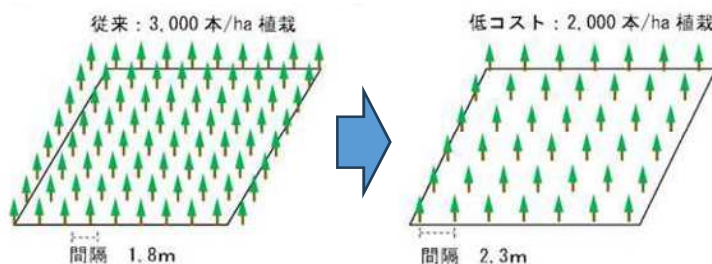
#### 事業背景

- 県内の人工林は利用期を迎えており、合板・集成材等の需要増大に加え、木質バイオマス発電施設の稼働もあり、国産材需要は増加傾向にある。それに伴い、主伐も増加傾向にあることから、持続的な林業経営を行うためには、確実な再造林が求められる。
- 大分県は全国3位(令和4年度)の竹林面積を有しているが、代替素材の普及等により竹材利用量は減少し、利活用されず荒廃した竹林が増加している。

#### 事業内容と目的

#### 【低コスト再造林のイメージ】

- 再造林促進事業(平成22年度～)  
林業適地における低コスト再造林(植栽本数1,000～2,000本/ha)の経費を補助することで、育林コストを低減し、持続的な林業経営を推進する。

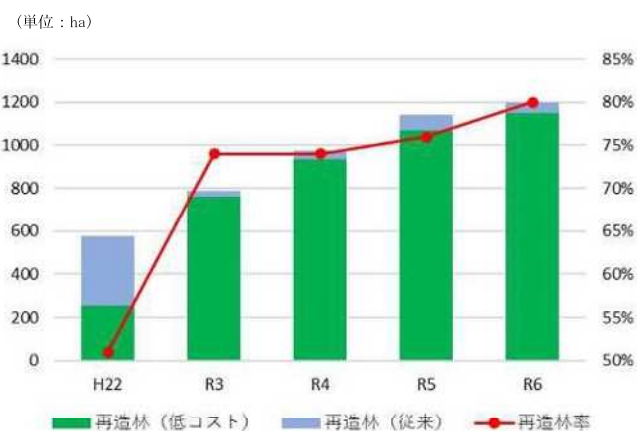


- 優良竹林化・利活用推進事業(平成21年度～)  
竹材、たけのこ、竹チップ等の生産地として管理する竹林の整備や簡易作業路開設に必要な経費を補助することで、荒廃竹林の再生を推進する。

#### 事業実績と成果

- 補助によって低コスト再造林を実施した面積は3,912haであり、本事業を開始した平成22年度以降、再造林面積が増加した。また、低コスト再造林が造林面積に占める割合は令和6年度に85%となり、低コスト再造林の定着及び再造林コストの縮減が図られた。
- 10市町で伐竹等の竹林整備を13.6ha実施し、竹林の有効活用につなげることができた。

#### 【低コスト再造林面積と再造林率の推移】



【低コスト再造林地】

【伐竹現地】

## 2 森林資源の利活用促進【事業費 1,519千円】

### 事業背景

- 竹林は有効活用による適正管理が求められているが、その担い手は高齢化や後継者不足により、確保が困難である。
- 竹は環境にやさしく、二酸化炭素削減に貢献する資源であるため、活用が求められる。

### 事業内容と目的

- 特用林産物生産振興事業(平成24年度～)  
たけのこや竹材生産に関する基本的な知識や技術を学ぶ講座を開催することで、竹林管理者を確保・育成する。
- 伝統工芸品産業振興事業(令和3～4年度)  
竹製品の開発・竹文化の継承発展等を目的とする「全国竹の大会」を大分県で開催することで、竹材振興につなげる。

### 事業実績と成果

- たけのこ生産と竹材生産の2コースに分かれた講座である「竹林楽校」を開催し、計162人が参加した。伐竹の実習による実践的な研修のため、人材育成に寄与している。
- 令和5年2月17日に別府市で「第63回全国竹の大会」を開催し、100人以上が参加した。竹産業における課題の提起や事業継承、後継者育成、持続可能な新しい資源としての利活用方法が紹介され、竹材振興に寄与した。



【竹林楽校  
(たけのこ生産実習)】



【竹林楽校（伐竹実習）】



【全国竹の大会】

### Ⅲ 森林を守り親しみ、次世代につなぐ取組

【事業費 213,557千円】  
【事業費割合 16.5%】

#### 1 里山林の保全活動の推進【事業費 39,418千円】

##### 事業背景

- 県内には豊かな自然環境から創出された景観資源が多数あるが、手入れされず放置された樹木等によって、景観が阻害されている事例がある。
- デスティネーションキャンペーンで訪問する観光客等へ安全な道路環境を提供するため、観光地を結ぶ主要路線の支障木伐採等を実施する必要がある。
- 大分県環境緑化条例で緑化に特に寄与すると認められる樹木又は樹林集団を「特別保護樹木・樹林」として指定している。特別保護樹木・樹林は気象害や経年劣化によって、樹勢の悪化や倒伏の恐れが生じ、管理・防災面から対処が求められる。

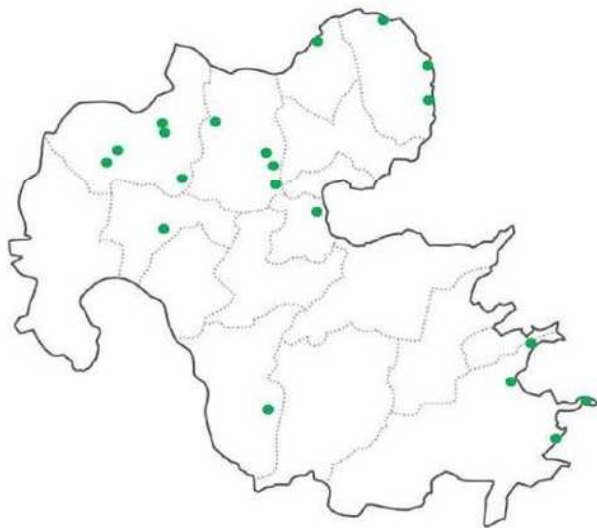
##### 事業内容と目的

- 魅力ある景観づくり推進事業(平成21年～令和6年度)  
観光ルート沿線等において、景観の支障となっている樹木を伐採する市町村に対し、事業費を補助することで、景観の再生を推進する。
- おもてなしの道路等環境整備事業(令和5年度)  
大分空港道路沿線の支障木伐採等を実施し、観光客等が安全に通行できる環境を創出する。
- 森林・林業教育促進事業(名樹とのふれあい事業(平成25年度～))  
特別保護樹木・樹林の不健全樹木について、樹木医による樹木の診断・治療等を実施することで、健全な状態に誘導する。

##### 事業実績と成果

- 景観の支障となる樹木を延べ25か所伐採し、観光地の景観が再生された。伐採後は地元団体が伐採箇所周辺の清掃活動や除草作業等を実施し、優れた景観を維持する機運が高まった。
- 大分空港道路の支障木を伐採し、観光客が快適に道路を利用できるようになった。
- 県下全域の特別保護樹木・樹林のうち、22か所の樹木の診断や治療等を実施し、健全な樹木等が維持されるのに寄与した。

##### 【魅力ある景観づくり推進事業実施箇所】



【大分空港道路支障木伐採】



【景観伐採】  
かみうら天海展望台  
(佐伯市)



【特別保護樹木の治療】  
(ウバメガシ・津久見市)

## 2 森林ボランティア活動の推進【事業費 47,655千円】

### 事業背景

- 県は平成14年に設置した「大分県森林づくりボランティア支援センター」を中心に、森林ボランティア活動を推進している。
- 多くの県民が森づくりに参加するためには、県民自らが森づくり活動を企画し取り組む必要があるが、高齢化や資金不足により活動に参加する機会が減少傾向にある。

### 事業内容と目的

- みんなで支える森林づくり推進事業
  - ①森林づくりボランティア支援事業(平成18年度～)  
「大分県森林づくりボランティア支援センター」を設置し、ホームページや情報誌で森林ボランティア情報の発信や研修等を行い、森林ボランティア活動を支援する。
  - ②森林づくり提案事業(平成18年度～)  
県民が自ら企画し取り組む森づくり活動や森林環境教育活動に要する経費を補助することで、森林を県民で守り育てる意識を醸成する。
  - ③森林・山村多面的機能発揮対策事業(平成29年度～)  
地域住民等が里山林の保全管理や資源を利用するための活動に対して国が「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」により補助を行う活動に補助することで、十分な管理が行われなくなった里山林を保全する。

### 事業実績と成果

- 大分県森林づくりボランティア支援センターの運営や毎月発行の情報誌配布等による森林ボランティア情報の発信をした。また、森林ボランティア団体等を対象にした年4回の活動技術向上講座や森づくり活動へのボランティア団体の派遣を延べ41団体に実施することによって、森林ボランティア活動を推進することができた。
- 県民から提案のあった森づくり活動に対して、延べ28団体に支援を行うことで、多くの県民が森づくり活動に参加する機会を創出した。
- 里山林整備に対して37団体に支援を行うことで、里山林の多面的機能の強化や森林資源の活用が推進された。
- 森林ボランティアの参加人数は延べ49,405人となり、本事業が県民みんなで森林を守り育てる意識の醸成の推進の一助となった。



【大分県森林づくり  
ボランティア支援センター】



【ボランティア活動】



【里山林整備】

### 3 森林林業教育・森林ESDの推進【事業費 115,039千円】

#### 事業背景

- 令和2年の学習指導要領改訂で「体験活動の充実」が盛り込まれたため、学校教育においても「森林・林業」が学習プログラムに組込まれることが期待されるが、指導者不足等により森林・林業教育を受講する機会は限られている。
- 令和4年度に「第45回全国育樹祭」が大分県で開催されたことを契機として、森林・林業教育が体系的、継続的に推進されている。

#### 事業内容と目的

- 森林・林業・環境教育を推進するため、以下の事業を実施した。
- 森林・林業教育促進事業
    - ①次代の森林づくり活動リーダー育成事業(平成18年度～)  
森づくりや緑化活動を実践している「みどりの少年団」の活動等に要する経費を補助する。
    - ②森の先生派遣事業(平成19年度～)  
教育機関やNPO法人が実施する活動に対して、森や自然に関する知識や体験活動の経験を有する専門家である「森の先生」を講師として派遣する。
    - ③森林林業教育促進事業(令和3年度～)  
体験型子ども科学館O-Laboと連携した「森-Labo」(森林・林業体験講座)や森林・林業教育指導者を養成する研修等を開催する。
    - ④森林林業教材作成事業(令和3年度～)  
大分県の森林の現状や林業が果たす役割等を体系的にまとめ、動画解説も盛り込んだ「大分県森林・林業デジタル副読本」の作成及び配布を行う。
  - 森林環境学習促進事業(平成20年度～)  
森林環境学習会及び森林環境学習指導者養成研修を実施する。
  - 全国育樹祭開催事業(令和元年～4年度)  
全国育樹祭の併催行事である「全国緑の少年団活動発表大会」に向けたみどりの少年団活動に必要な経費を補助する。
  - 未来の環境を守る人づくり事業(平成28年度～)  
環境学習の実施や環境に関する行事に専門知識を有したアドバイザーを派遣する。
  - 「森の子学校」体験活動推進事業(令和4年度～)  
香々地・九重青少年の家の集団宿泊研修を実施する学校に対して、事前学習や体験学習を組合わせた森林・林業教育プログラムを実施する。
  - 次世代農林水産業の担い手確保育成事業(令和3年度～)  
日田林工高校林業課において、スマート技術などを学ぶ体験学習等を実施する。
  - 特別支援教育振興事業(令和5年度)  
特別支援学校において、木製屋内遊具を導入する。

#### 事業実績と成果

- みどりの少年団の活動である屋久島研修(延べ52人参加、2回)や少年団同士の交流会である「つどい」(延べ234人参加、3回)、活動発表大会(延べ400人参加、3回)の経費を補助した。
- 「森の先生」を延べ371回派遣し、13,842名が森林体験活動を行った。
- 「森-Labo」を延べ18回開催し、延べ364人が受講した。また、森林・林業教育指導者育成研修を実施し、99人の指導者を育成した。

○「大分県森林・林業デジタル副読本を作成し、県内の小学5年生と中学1年生に配布した。副読本を活用した教員からは、「子どもが自然に対し疑問や関心を持ち、自然の変化に敏感になった」という感想をもらった。

※デジタル副読本は以下の大分県ホームページを参照。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16210/hukudokuhonhontai.html>

○未就学児から小学生を対象にした森林環境学習会である「森の子レンジャー」「森の楽校」を26回開催し、延べ393人の参加があった。森林環境学習指導者である「森林の環境学習サポート隊」を派遣し、延べ1,265人が森林環境学習を受講した。森林環境学習指導者向けの研修を23回実施し、延べ182人が受講した。

○年間を通じた環境学習を実施する「おおいたこども探検団推進事業」を延べ38団体で実施し、約5,000人が体験した。アドバイザーを653件派遣し、31,766人が環境学習を受講した。

○森林・林業教育プログラムを小学校35校、中学校5校で実践し、延べ1,499人が体験した。

○日田林工高校において、ドローン研修や先進県視察、小中学校での出前授業、VRシミュレーターを活用した労働安全・伐木技術研修を実施した。

○県内の特別支援学校15校において、木製屋内遊具を導入した。

○未就学児から高校生を対象に様々な森林・林業に関する事業を実施することで、皆が等しく森林や林業に触れ親しみ、理解を深めることができた。また、一部の事業は大学生と連携して事業を実施しており、学生の森林・林業への興味・関心を向上させ、課題意識を啓発することにつながった。



【全国緑の少年団活動発表大会】



【デジタル副読本】



【森-Labo】

### 【森林・林業・環境教育事業の対象者一覧】

| 事業名                | 対象者  |     |     |     |       |
|--------------------|------|-----|-----|-----|-------|
|                    | 未就学児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | 大学生   |
| 次代の森林づくり活動リーダー育成事業 |      | ○   |     |     |       |
| 森の先生派遣事業           | ○    | ○   | ○   | ○   | ○     |
| 森林林業教育促進事業         |      | ○   | ○   |     | ○（補助） |
| 森林林業教材作成事業         |      | ○   | ○   |     |       |
| 森林環境学習促進事業         | ○    | ○   |     |     |       |
| 全国育樹祭開催事業          |      | ○   |     |     |       |
| 未来の環境を守る人づくり事業     |      | ○   | ○   |     |       |
| 「森の子学校」体験活動推進事業    |      | ○   | ○   |     |       |
| 次世代農林水産業の担い手確保育成事業 |      |     |     | ○   |       |

## 4 森林づくりへの理解を広げる取組【事業費 11,445千円】

### 事業背景

- 大分県森林環境税を活用した取組を発信し、税の意義について県民の理解を得ることが必要である。
- 山村地域の過疎化・高齢化と都市部の人口集中が進むなか、県民が森林に触れ親しむ機会が減少している。

### 事業内容と目的

- みんなで支える森林づくり推進事業
  - ①大分県森林環境税の広報(平成18年度～)  
大分県森林環境税について各種媒体を活用した広報活動を実施することで、県民総参加の森づくりの意識醸成を図る。
  - ②森フェス(令和5年～6年度)  
子どもを対象とした森林・林業を楽しく体験できるイベントである「森フェス」を開催する。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク施設整備事業(平成29年度～)  
ユネスコエコパーク内の公園施設を整備することで、森林レクリエーション環境の改善を図る。
- 森・川・海つながり実感！プロジェクト(令和6年度～)  
令和6年度に大分県で開催された「第43回全国豊かな海づくり大会」の機運を高めるため、森・川・海の様々な野外活動を体験できるツアーを実施する。

### 事業実績と成果

- 大分県森林環境税について、大分県ホームページとFacebookによる広報に加え、新聞16回、テレビ・ラジオ45回、チラシを1,000部作成して情報を発信した。
- 森フェスを2回開催し、延べ1,196人が参加し、伐採体験や森林アスレチック等で県民が森に親しむことができた。
- 祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク内の祖母山登山口トイレの改修と藤河内溪谷の遊歩道56mを整備し、森林レクリエーションを推進する環境が整備できた。
- 森・川・海のつながりを体験できるツアー型体験プログラムを計9回実施し、延べ130人が参加することで、自然環境に触れ、環境保全の理解が深まった。



【森フェス】



【藤河内溪谷遊歩道整備】



【体験ツアー】  
(川の学習)

## 第5章 大分県森林環境税についての県民の意識

### 1 個人を対象にした調査結果

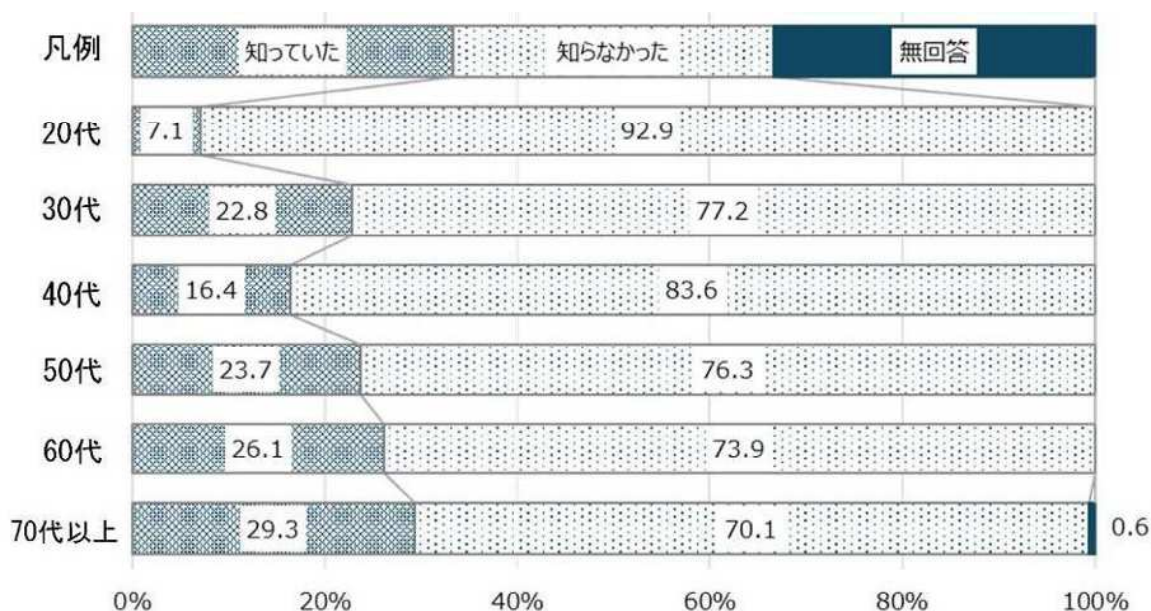
県は令和6年8～9月に無作為に抽出した20歳以上の県民2千人に対してアンケート調査を実施した。調査票は郵送し、787人から回答を得た(回答率39.4%)。

調査の結果、以下の点がわかった。

- ①税の認知度は22.1%が知っていると回答した。年代別に見ると、特に20代の認知度が7.1%と低かった。
- ②個人税額の妥当性の問いに対して、72.3%が「妥当な金額」と回答した。
- ③税を活用した事業については、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて78.8%であった。
- ④税の継続については、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて76.2%であった。

以上のことから、大分県森林環境税への認知度は低いが、森林環境を保全するために今後も税を継続して、対策を講じる必要があると考えていることがうかがえる。また、既存の広報だけでなく、特に若い世代に対する情報発信を強化するため、SNS等を活用した新たなPR方法によって、大分県森林環境税の理解を求めることが重要である。

【年代別大分県森林環境税の認知度】



### 2 法人を対象にした調査結果

県は令和6年8～9月に無作為に抽出した大分県内に事業所を有する法人1,000社に対して、アンケート調査を実施した。調査票は郵送し、504社から回答を得た(回

答率50.4%)。

調査の結果、以下の点がわかった。

- ①税の認知度は42.9%が知っていると回答した。
- ②法人税額の妥当性の問いに対して、76.4%が「妥当な金額」と回答した。
- ③税を活用した事業については、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて81.8%であった。
- ④税の継続については、「賛成」あるいは「どちらかといえば賛成」の回答が合わせて78.2%であった。

以上のことから、法人は個人よりも大分県森林環境税の認知度は高かったが、過半数を下回っている。また、税の継続については、森林環境を保全するために、今後も税を負担して対策を講じる必要があると考えていることがうかがえた。

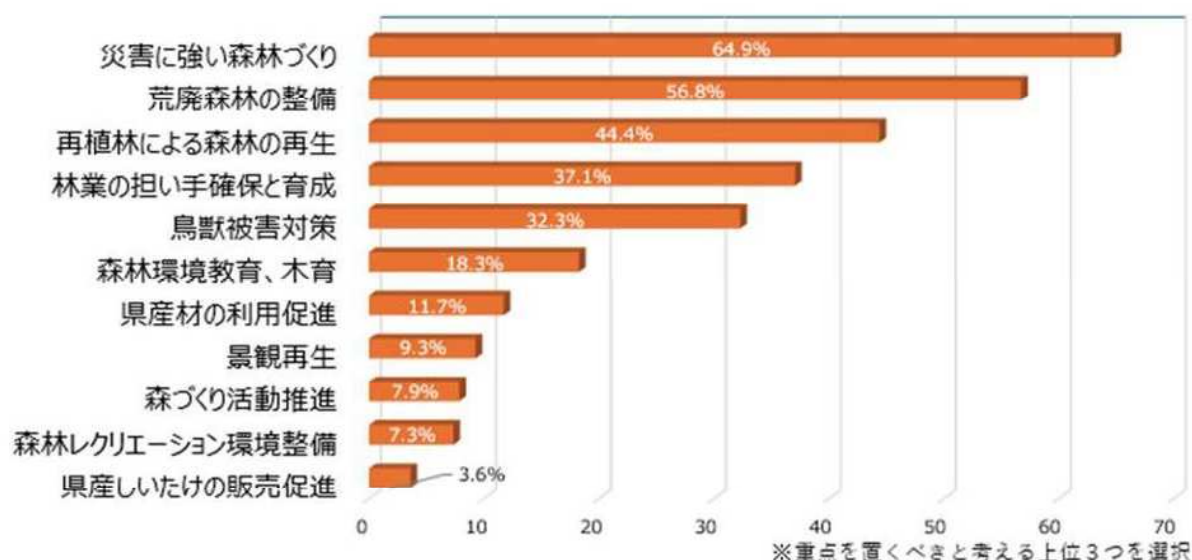
### 3. 使途への要望

前述の個人を対象にしたアンケート調査時に、大分県森林環境税の使途として重点を置くべき事業について調査した。

「災害に強い森林づくり」が最も回答が多く、次いで「荒廃森林の整備」「再植林による森林の再生」「林業の担い手確保と育成」「鳥獣被害対策」と続いた。

近年、自然災害が多発していることから、災害対策や荒廃した森林の整備、伐採後の森林の再生による森林の防災機能への期待が大きいことがうかがえる。

#### 【大分県森林環境税を活用すべき使途のアンケート結果】



※アンケート調査の詳細は以下の大分県ホームページを参照

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/16210/kankyouseityousakekka.html>

## 第6章 大分県の森林・林業を取り巻く状況と課題

### 1 森林・林業や社会を取り巻く状況

令和4年の素材生産量は過去最高となる167万 $\text{m}^3$ となり、林業生産活動は着実に活性化している。一方で、林齢が20年生以下の若齢林は非常に少ない状況である。このように偏った齢級構成は、将来にわたる持続的な林業生産活動に支障をきたす恐れがある。高齢林から生産される丸太は大径材の割合が多く、加工できる製材施設等が限られるため、適寸材(柱用)と比較して安価で流通している。

主伐に伴って増加する再生林は苗木の生産拡大や造林事業者の育成・確保などの取組を進めることで、令和6年の再生林率は80%と高い水準となっている。

併せて、高性能林業機械の導入が進んだことから、大分県の認定林業事業体の主伐生産性は10.8 $\text{m}^3$ /人・日と全国トップクラスとなっている。しかし、県内の林業就業者数は令和2年に1,683人となっており、減少傾向にある。また、令和6年度に一定の専門性・技能を有する外国人を労働者として受け入れる国の「特定技能制度」の対象分野に「林業」と「木材産業」が追加されており、今後の外国人材による担い手確保が期待される。

乾しいたけについては、令和4年の生産量が全国の約4割にあたる769tとなっており、日本一の産地として不動の地位を築いている。しかし、高齢化等により生産者は10年間で約1,000人減少している。

農林産物の鳥獣被害の低減に向けては、全国有数の捕獲頭数となる年間約4万頭のシカを安定的に捕獲している。狩猟免許所持者数は5,000人以上を確保できているが、40代以下が10年間で2倍に増加する一方で、60代以上が7割を超える状況である。

本県の豊かな森林と木のある暮らしを続けていくためには、次代を担う子どもに森林・林業への興味や関心を持ってもらうことが重要である。そのため、令和4年度に大分県で開催した全国育樹祭を契機として、子どもの学びの段階に応じた体系的・継続的な森林・林業教育を推進している。

一方で、時代背景や消費者ニーズの変化など、森林や林業に求められる役割も多様化している。近年では脱炭素社会の実現に向けた取組が世界的に進む中、二酸化炭素吸収源としての森林の役割が重要視されている。高齢林では二酸化炭素の吸収量が減退するため、伐って・使うことは地球温暖化防止の観点からも重要である。また、近年記録的な豪雨による自然災害が相次いで発生しており、森林の山地災害防止機能の発揮による防災・減災、県土強靱化の推進が一層重要となっている。さらに、スギの人工林が多い大分県では花粉発生源対策への取組も重要である。花粉の少ないスギ苗木の生産割合は令和5年時点で79%と高い比率になっている。

## 2 国の森林環境税の導入

国はパリ協定の枠組みの下における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に「森林環境税及び森林環境譲与に関する法律」を制定した。この法律に基づき、令和6年度から国税として国民一人当たり1,000円/年を課税する国の「森林環境税」が開始された。国の森林環境税は、「森林環境譲与税」として市町村と県へ配分され、市町村は経営放棄林の整備やその推進等に活用し、県は市町村の取組支援等を行っている。

県の森林環境税は県全域の課題解決に向けた取組に、国の森林環境税は地域の課題解決に向けた取組に活用され、使途の住み分けをしている。そのため、県の森林環境税で実施してきた取組の一部は市町村の取組に移行することで、地域の課題を効率的に解決できるよう見直されている。

### 【大分県森林環境税と国の森林環境税の比較】

| 大分県森林環境税(H18～)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 国の森林環境税(R6～)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>○税額</b> 個人 500円/年<br>企業 1,000～40,000円/年                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | <b>○税額</b> 個人 1,000円/年 (R6から徴収開始)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <b>○税の目的</b><br>所有者(個人・法人)による森林整備を支援<br>森林資源の循環利用を促進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | <b>○税の目的</b><br>市町村による森林整備を推進<br>経営放棄林の環境改善を推進                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| <b>○使途の考え方</b><br>県全域の課題解決に向けた取組へ充当する                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <b>○使途の考え方</b><br>地域の課題解決に向けた取組へ充当する                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| <b>○主な使途</b> <div>           ①森林資源の循環利用           <ul style="list-style-type: none"> <li>経費を抑えた再造林の推進</li> <li>県公共施設の木造・木質化</li> </ul> </div> <div>           ②安全安心の森林づくり           <ul style="list-style-type: none"> <li>災害に強い森林づくりの推進</li> <li>シカ被害対策の推進</li> </ul> </div> <div>           ③森林づくり意識の醸成           <ul style="list-style-type: none"> <li>森林ボランティア活動の支援</li> <li>森林・林業教育の推進</li> </ul> </div> | <b>○主な使途</b> <div> <b>市町村</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>①経営放棄林の整備               <ul style="list-style-type: none"> <li>経営放棄された森林の間伐など</li> </ul> </li> <li>②森林整備を担う人材の育成・確保               <ul style="list-style-type: none"> <li>担い手の就業環境の改善</li> </ul> </li> <li>③木材の利用の促進、普及啓発               <ul style="list-style-type: none"> <li>市町村公共施設の木造・木質化</li> <li>上記推進に向けた普及啓発</li> </ul> </li> </ul> </div> <div> <b>県</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村の業務支援</li> <li>・市町村林業担当者の人材育成</li> <li>・精度の高い森林資源情報の整備・提供</li> <li>・即戦力となる現場技能者育成(おおいた林業アカデミー)</li> <li>・木材利用アドバイザー設置</li> </ul> </div> |

### 【大分県森林環境税活用から国の森林環境税活用に移行した取組】

| 移行事業                                                   | 移行時期  |
|--------------------------------------------------------|-------|
| 間伐放置林の整備(災害に強い森林づくり推進事業)<br>間伐等がなされず放置された森林の間伐         | 令和2年度 |
| 荒廃竹林整備(荒廃竹林整備・利活用推進事業)<br>荒れた竹林を伐採し、広葉樹再造林を実施          | 令和3年度 |
| 林業の担い手・確保育成(第3期大分県森林環境税施策区分)<br>各種研修の充実による担い手の確保と育成を図る | 令和3年度 |
| 魅力ある景観づくり推進事業<br>景勝地の景観阻害樹木の伐採                         | 令和7年度 |
| 河川沿いの森林整備(災害に強い森林づくり推進事業)<br>流木災害のおそれのある河川沿いの人工林の伐採    | 令和8年度 |

### 3 大分県森林環境税を活用して取組むべき森林・林業の課題と対応方針

このような状況を踏まえ、大分県森林環境税を活用して次の5つの課題に重点的に取組むことが求められる。

#### (1) 安全・安心な暮らしを守る森づくりの推進

第4期に県土の保全のために河川沿いの森林整備や尾根谷部の急傾斜地の広葉樹造林を実施しているが、近年の自然災害は年々甚大なものとなっている。集中豪雨による林地崩壊や流木、倒木被害の発生から県民の生活環境を守り、また持続可能な林業経営を推進するため、引き続き公益的機能を重視する森林を「環境林」、木材等生産機能を重視する森林を「生産林」に区分し、目的に応じた森づくりを進める必要がある。そのためには、「生産林」に区分された人工林は再造林と適切な間伐を実施し、「環境林」に区分された人工林は更新伐による針広混交林化や広葉樹林化などを推進し、災害に強い森づくりを目指していくことが重要である。

また、身近な道路などのインフラ周辺の森林を適正に管理することで、防災力強化を図る必要がある。

【生産林と環境林のイメージ図】



#### (2) 鳥獣被害対策の推進

野生鳥獣による農林業被害のうち、林業においてはシカによる被害が令和6年度に全体の約95%を占め、植栽木や下層植生の食害による林地荒廃が危惧されるとともに、林業経営意欲の低下を招く要因の一つとなっている。第4期にシカの捕獲圧強化に引き続き取組んだことから、令和6年度のシカによる農林業被害額は目標値の36百万円に対して36百万円となったが、大分県のシカ推定生息密度は、令和2年度末で約22.4頭/k㎡となっているため、シカ被害の影響がないとされる3頭/k㎡を目指す必要がある。被害軽減や森林生態系を保全するためには、シカ生息頭数の適正化や狩猟者の

育成、防護柵設置等による被害防止対策の継続と強化が必要である。

### (3) 健全な人工林資源の循環と森林の二酸化炭素吸収量の向上

第4期に低コスト再造林に引き続き取組んだことから、令和6年度の再造林率は目標値の80%に対して80%と目標を達成している。また、令和6年度の素材生産量は目標値の160万 $\text{m}^3$ に対して令和4年度時点で167万 $\text{m}^3$ を達成している。今後も持続可能な林業生産活動や二酸化炭素吸収源として健全な森林を維持するには、引き続き、未整備森林における適切な森林整備の推進や林業適地での再造林の徹底などが重要である。そして、高齢林を積極的に伐採し、建築用材などで活用することで炭素を長期に固定する取組を進めるとともに、成長が早いスギ・ヒノキの優良品種を主体とした早生樹の植栽により、年齢構成の平準化を図るとともに早期の二酸化炭素の吸収・固定を図ることが必要である。

また、県産早生樹苗木の増産等に取り組み、県内で生産される全てのスギ苗木を花粉の少ない苗木へと移行することが求められる。

加えて、J-クレジット制度など森林の新たな価値を生み出す取組も必要である。



【早世樹】  
(スギ6年生、樹高約6m)

### (4) 森林・林業教育の推進

少子高齢化・人口減少社会を迎え、林業・木材産業界においても担い手不足は大きな課題である。大分の森林環境の保全と林業・木材産業の発展を図るために、大分県森林環境税では森林・林業教育を通じた担い手対策を推進することが重要である。

第4期に大分県森林・林業デジタル副読本の作成や教育現場での森林・林業教育を実施しているが、作成した教材の活用や指導者の育成を含め教育関係者と連携した取組を引き続き実施することによって、将来の大分の森林を育てる人材を育成する必要がある。



【学校での森林・林業教育】

### (5) 森づくりに関わる意識の醸成

山村地域の過疎化・高齢化と都市部への人口集中が進み、県民が森林にふれ親しむ機会は減少している。一方、SDGsの機運の高まりや企業の社会的責任(CSR)活動として森づくりに参加する住民やNPO、企業等は増加しており、森づくり活動への関心が高まっている。

第4期に森林ボランティア活動等に引続き支援した結果、令和6年度の森林ボランティア参加者は目標値の13,700人に対して13,088人と概ね目標を達成している。多くの県民が森林に持続的に関わる機会を継続して創出し、森林ボランティア活動の推進や心身を癒す場として森林空間を活用する取組が必要である。

## 第7章 大分県森林環境税の今後のあり方について

### 1 税制度の継続について

大分県森林環境税は県の森林・林業行政予算の3.4%となっており(令和6年度)、主に再造林の促進や鳥獣害対策、森林・林業教育の推進といった防災や教育につながる取組に主に活用されている。これらの取組は県民生活に直結する課題解決につながり、全国的にも高い取組水準となっていることから、納税した税金が県民に還元されていることがわかる。

また、国の森林環境税制度が令和元年度から開始されたところだが、県の森林環境税において、国の森林環境税で対応した方が効果的な取組は適宜見直されている。

しかしながら、激甚化する自然災害や山村地域の過疎化や不在村所有者の増加による経営放棄林の増加、地球温暖化等の様々な環境・社会問題が生じるなか、森林が持つ公益的機能に対する県民の期待は増加している。森林の公益的機能を発揮するため、今まで大分県森林環境税を活用して森林整備による災害対策や再造林、竹林整備、森林・林業教育による担い手育成、鳥獣害対策に取り組んできているが、諸課題の解決のためにはこれらの取組は継続する必要がある。

また、県民・法人の意識調査の結果から、取組や継続については一定の理解が得られていると考えられる。しかし、認知度が低いため、ホームページや新聞等の既存の広告媒体だけでなく、新たなPR方法によってより多くの県民に税制及びその取組を周知し、理解を得ることが重要である。税率については、現在の税負担がおおむね県民や法人に受け入れられていることから、これを維持することが妥当である。なお、同趣旨の税を九州内で導入している他の6県はすべて大分県と同じ税率であり、全国で税を導入している大分県を含む37府県1市のうち18県が大分県と同じ税率である。

以上のことから、県民の理解と協力のもとに、生活に直結する森林に関する課題解決に向けた施策に要する財源を確保するため、大分県森林環境税を継続し、税条例に定められた「森林環境の保全」と「森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成」に引き続き取り組む必要がある。

なお、大分県森林環境税を継続するにあたっては、国の森林環境税と名称が同じことによる混同を防ぐため、「大分県森林環境税」の名称を変更することを検討する必要がある。



【大分県森林環境税の循環】

## 2 第5期大分県森林環境税の取組について

大分県森林環境税の継続にあたっては、重点的に取り組むべき課題の解決に向けて、以下の施策に取り組むことが望まれる。

### 大テーマ みんなで育み次代へつなぐ おおいたの森づくり

#### I 安全・安心な暮らしと豊かな自然を守る森づくり

森林の持つ多面的機能の発揮により、自然災害等から県民の暮らしを守る森づくりを推進するとともに、野生鳥獣との共生のための取組や、流域全体の保全につながる取組を推進する。

##### (1)身近な暮らしを守る森づくり

林地崩壊を防止する森林整備や生活インフラ付近の危険木の伐採等の防災につながる森づくりを推進する。

##### (2)鳥獣被害対策の推進

林業被害の軽減を図るため、シカ等による被害対策を推進する。

##### (3)森・川・海の豊かな自然を守る取組の推進

森から海に至る流域全体の保全につながる取組を推進する。

#### II 森林資源を活かし、持続可能で元気な森づくり

利用期を迎え充実した森林資源の利活用と、資源循環による森林の二酸化炭素吸収量を向上させ、森林・林業の成長による地域活性化を推進する。

##### (1)健全な人工林資源の循環と森林の二酸化炭素吸収量の向上

早生樹等による再造林の推進と花粉発生源対策、またカーボンニュートラルの取組を推進する。

##### (2)森林資源の利活用推進

竹材の利活用推進や県公共施設等の木造化を推進する。

#### III みんなで育む森を、未来につなぐ人づくり

県民が森林にふれ親しむ機会を創出するとともに、次の世代を担う子どもに森林の大切さを伝え、全ての県民でおおいたの森づくりを支える意識の醸成を図る。

##### (1)森に学ぶ森林・林業教育の推進

森林や自然環境への理解と関心の向上や木材の良さや利用の意義を学ぶ森林・林業教育を推進する。

##### (2)みんなで森づくりに関わる意識の醸成

県民みんなでおおいたの森を守る意識を醸成するため、森林ボランティア等の森づくり活動を支援する。

##### (3)森に親しみ、理解を広げる情報発信

大分県森林環境税の取組や森林に関する活動などの積極的な情報発信やネットワークを構築する。

## 令和6年度森林づくり委員会の委員意見対応状況

| 発言会   | 意見趣旨                                                                              | 対応状況                                       | 対応章   |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|-------|
| R6第4回 | 幼児から大学生までの取組について一括りに記載しているが、世代別にどのような取組をしたかもう少し詳細に記載。                             | 第4章Ⅲの3を加筆。                                 | 4章    |
| R6第4回 | 副読本の作成はもともと小学生対象であり、それを活用することで教育現場の反応はどうだったか。また、サポートスタッフとして参加した大学生の取組についても丁寧に記載を。 | 第4章Ⅲの3を加筆。                                 | 4章    |
| R6第2回 | 教育の現場も大きく変動があった。「次世代に向けた取組」を柱の一つに据えてきたので、骨格に明記を。                                  | 森林・林業教育の取組について、第4章Ⅲの3に追記し、第7章の柱Ⅲ(1)に教育を明記。 | 4章、7章 |
| R6第3回 | 外国人の起用や外国企業の活用など具体的に示してはどうか。                                                      | 第6章1に現状を追記。                                | 6章    |
| R6第4回 | 県の森林・林業全体が見えることは大事。長計、ビジョンを資料編にでも入れた方がよい。                                         | 第6章1でビジョンを要約したものを記載。資料編にURL記載予定。           | 6章    |
| R6第4回 | 担い手対策についてももう少し記載してほしい。                                                            | 第6章1に担い手の現状を追記。                            | 6章    |
| R6第4回 | スギ花粉について、もっと現状を説明しては。                                                             | 第6章1に加筆。                                   | 6章    |
| R6第2回 | 国の森林環境税が始まったのに、県の森林環境税があるのかよくわからない人は多いと思う。                                        | 第6章2で国森林環境税との比較を明記。                        | 6章    |
| R6第4回 | 現状と課題について、国の森林環境税が創設されて、県の森林環境税がどう変わったか書くべき。                                      | 第6章2で記述。                                   | 6章    |
| R6第4回 | 両税の違いが分かりやすくなるように、記載や住み分けの説明が必要。                                                  | 第6章2で記述。                                   | 6章    |
| R6第4回 | 市町村が実施する国の森林環境税の取組も記載すべきでは。                                                       | 第6章2で触れる。                                  | 6章    |
| R6第4回 | これまでの課題のうち、国の森林環境税に移行するもの、県で実施する項目に重点を置くものがわかる標記にすること。また、教育が大事などもっと強調する表現を。       | 第6章2に加筆。第7章2の小項目で教育を推進。                    | 6章、7章 |
| R6第2回 | 第3期までの課題の対応状況を論点にあげるべきでは？実績にも盛り込むべき。                                              | 第3期実績報告の中で課題として挙げていた項目について、取組状況を第6章3に記述。   | 6章    |
| R6第4回 | 6章でこれまでの課題なのか、より強化すべき課題なのか分かりやすく整理するべき。                                           | 第6章3に加筆。                                   | 6章    |
| R6第4回 | 目指すべきシカの生息頭数の記載はあるが、現状の記載がないので書いては？                                               | 第6章3に加筆。                                   | 6章    |
| R6第4回 | 動物の保護を最重要と考える県民の目線を意識した表現となっているか。できるだけ多くの県民に受け入れられる表現を心がけて。                       | 第6章3の「捕獲」の表現を「生息頭数の適正化」に修正。                | 6章    |
| R6第4回 | 二酸化炭素とCO2の記述の統一を。                                                                 | 二酸化炭素に統一。                                  | 6章、7章 |
| R6第2回 | 県全体の林業予算がどれくらいで、その中で県の森林環境税、国の森林環境税がどの部分をフォローしているのか、整理して欲しい。                      | 第3回森林づくり委員会で整理。第7章1に記述。                    | 7章    |
| R6第4回 | 「収めた税金がちゃんとその地域の雇用に結びついている」といったお金の循環性がわかると収める側も気持ちが良い。経済活動にもつながっていることが見えるように。     | 第7章1に図を追記。                                 | 7章    |

| 発言会   | 意見趣旨                                                                  | 対応状況                                         | 対応章 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------|-----|
| R6第4回 | 環境税活用により、県の産出額が向上したといった試算はできないか。                                      | 産出額寄与の算出は困難なため、7章1で森林の公益的機能の発揮等の表現で対応したい。    | 7章  |
| R6第4回 | テーマを「おおいた元気な森づくり」としては。                                                | 「おおいたの森づくり」としたい。                             | 7章  |
| R6第3回 | 県民が実生活の中で身近に親しみを感じられるテーマ・柱が良いのでは。                                     | 第7章2のテーマや柱の作成時に留意する。                         | 7章  |
| R6第3回 | 具体的に「災害」や「防災」といったキーワードを入れては。                                          | 第7章2の柱の一つであるⅠの説明文にキーワードを入れる。                 | 7章  |
| R6第4回 | CO2、脱炭素の記載について強調した方が良い。大分県は1人当たりのCO2排出量がワーストワン。                       | 第7章2の柱の一つであるⅡの小項目の説明に「カーボンニュートラル」のキーワードで強調。  | 7章  |
| R6第3回 | 国の森林環境税は結果に直結するものに、県の森林環境税は多様で少し先の未来を見据えた使い方をしているので、その辺りを踏まえたテーマにしては。 | 第7章2のテーマや柱に「次代」「未来」などを盛り込む。                  | 7章  |
| R6第3回 | 税の使い道をもっと森林環境教育などに配分してもいいのではないか。                                      | 第7章2の柱の一つであるⅢに「人づくり」としてキーワードを入れ、教育関係事業を推進する。 | 7章  |
| R6第3回 | 「森を感じる、知る、学ぶ」「次世代の森づくり」といった部分を充実させることが重要。                             | 第7章2の柱の一つであるⅢの小項目に「学ぶ」や「理解」のキーワードを入れる。       | 7章  |
| R6第3回 | 大分県は自然豊かで、美しい自然を生かした観光がととても盛んな県。観光産業やボランティア活動との協力も大切。                 | 第7章2のⅢ（2）に森林ボランティアを明記。                       | 7章  |
| R6第3回 | 「県環境税を活用した森づくり活動の発信」といった、もっと多くの方々に知ってもらえる姿勢を示すべきでは。                   | 第7章2の柱の下の小項目（Ⅲ（3））に盛り込む。                     | 7章  |
| R6第4回 | 人づくりに、「ネットワークづくり」というフレーズを追加しては。                                       | 第7章2の柱の一つであるⅢ(3)にキーワードを入れる。                  | 7章  |
| R6第2回 | もし県森林環境税をやめたら、私たちは何を失うのか。委員会の中では明確にしておくべきでは。                          | 第3回森林づくり委員会で整理。                              | —   |
| R6第4回 | 花粉など県民の意識は高い。ニュースに取り上げられやすいよう、プレスへの出し方を工夫したら。                         | 今後プレス時に検討する。                                 | —   |
| R6第4回 | 税金が循環して、最終的に県全体のために役立つということが分かりやすくなると良い。概要版など、県民が手に取りやすいものに記載があると良い。  | 概要版作成時に留意。                                   | —   |
| R6第4回 | 「保全」は現状を守るイメージにつながるので、「創造」や「創生」の方が良いのでは。                              | 条例のなかにある言葉なのでこのまま使用したい。                      | —   |
| R6第4回 | 以前は、企業や大学・民間の技術開発も支援していた。報告書でなくても、今後テーマ立てをしていく時に考えて欲しい。               | 事業立案時に検討する。                                  | —   |

# 議事4 大分県県森林環境税の名称について

## 名称変更背景

- ・国の森林環境税と名称が同じであり、県の森林環境税と混同を避けるため名称変更を検討。
- ・R6第3、4回森林づくり委員会で議題にあげるが、メリット、デメリットどちらも意見あり。
- ・R7.3 知事に諮り、「両税をわかりやすくするために名称変更するのは良い」とコメントあり  
➡ R7に名称変更することとする

## 名称決め方(案)

- (1)R7第1回森林づくり委員会で意見をもらう
- (2)林業関係団体に名称案を照会する
- (3)(1)と(2)を参考に名称案を数個選び、その中から知事が名称を決定する(11月上旬予定)

※愛称募集ではないため、一般公募・パブコメはしない。

※現在の名称はH16森林環境税制懇話会で諮り、県に一任する形となった。

## 名称変更方針(案)

名称決定時に考慮すべきこと

- ・税の使途がわかる
- ・わかりやすい(簡潔、短く)
- ・国の森林環境税と被らない(「環境」は使用しない等)
- ・県の税とわかる(「大分県」「県民税」と明記する等)

## 新名称例

|          |           |
|----------|-----------|
| 大分県森づくり税 | おおいた森づくり税 |
| 森づくり県民税  | 森林保全県民税 等 |

## 【参考】森林整備にかかる地方公共団体の超過課税の名称

| 団体名  | 税の名称(通称)       | 団体名                            | 税の名称(通称)       |
|------|----------------|--------------------------------|----------------|
| 岩手県  | いわての森林づくり県民税   | 兵庫県                            | 県民緑税           |
| 宮城県  | みやぎ環境税         | 奈良県                            | 奈良県森林環境税       |
| 秋田県  | 秋田県水と緑の森づくり税   | 和歌山県                           | 紀の国森づくり税       |
| 山形県  | やまがた緑環境税       | 鳥取県                            | 豊かな森づくり協働税     |
| 福島県  | 福島県森林環境税       | 島根県                            | 水と緑の森づくり税      |
| 茨城県  | 森林湖沼環境税        | 岡山県                            | おかやま森づくり県民税    |
| 栃木県  | とちぎの元気な森づくり県民税 | 広島県                            | ひろしまの森づくり県民税   |
| 群馬県  | ぐんま緑の県民税       | 山口県                            | やまぐち森林づくり県民税   |
| 神奈川県 | 水源環境保全税        | 愛媛県                            | 森林環境税          |
| 富山県  | 水と緑の森づくり税      | 高知県                            | 森林環境税          |
| 石川県  | いしかわ森林環境税      | 福岡県                            | 福岡県森林環境税       |
| 山梨県  | 森林及び環境保全に係る県民税 | 佐賀県                            | 佐賀県森林環境税       |
| 長野県  | 長野県森林づくり県民税    | 長崎県                            | ながさき森林環境税      |
| 岐阜県  | 清流の国ぎふ森林・環境税   | 熊本県                            | 熊本県水とみどりの森づくり税 |
| 静岡県  | 森林(もり)づくり県民税   | 大分県                            | 大分県森林環境税       |
| 愛知県  | あいち森と緑づくり税     | 宮崎県                            | 森林環境税          |
| 三重県  | みえ森と緑の県民税      | 鹿児島県                           | みんなの森づくり県民税    |
| 滋賀県  | 琵琶湖森林づくり県民税    | 横浜市                            | 横浜みどり税         |
| 京都府  | 豊かな森を育てる府民税    | (37府県、1市が導入。内12府県(黄色)が「森林環境税」) |                |
| 大阪府  | 森林環境税          |                                |                |

※鹿児島県：R2に国の環境税との混同を避けるため「森林環境税」から改名。

※鳥取県：R5に「森林環境保全税」を廃止、新たに「豊かな森づくり協働税」を創設。